

日本生活体験学習学会倫理綱領

制定の趣旨と目的

日本生活体験学習学会（以下、「本会」という。）は、生活体験学習の研究・教育・実践および学会運営にあたって遵守すべき倫理上の基本原則を定め、「日本生活体験学習学会倫理綱領」として制定する。

本綱領は、会員が心がけるべき倫理綱領であり、会員は、生活体験学習研究の発展および本会に対する社会的な信頼に応えるために、本綱領を十分に認識し、遵守しなければならない。生活体験学習の研究・教育・実践は、人間、特に発達期の「子ども」を主たる対象にしていることから一層の倫理的配慮が求められており、1989年に国連総会で採択され、日本では1994年に発効した「児童の権利に関する条約」、とりわけ第3条がうたう「児童の最善の利益」を尊重し、研究・教育・実践においては、起こりうる社会的影響について何よりも自覚的でなければならない。

1996年、第15期中央教育審議会は、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）」を発表、「子供に〔生きる力〕と〔ゆとり〕を」とする基本理念を明らかにし、「今後における教育の在り方」についてその基本的課題を提起した。答申は「生きる力」を育む際の視点として、「学校・家庭・地域社会の連携と家庭や地域社会における教育の充実」、「生きる力の育成を重視した学校教育の展開」、「子供と社会全体の〔ゆとり〕の確保」と並んで、「子供たちの生活体験・自然体験等の機会の増加」を提案した。学校教育だけでなく、社会教育、家庭教育でも「生きる力」の育みをめざす、様々な取組みが求められている。

本会は、こうした社会的なニーズに応えるため、1999年9月、自主性・自発性・耐性など「生きる力」を育む生活体験学習プログラムの研究・開発を進め、地域における実践的な取組みを支援することを目的として、生活体験事業に携わっている実践者と研究者との協働により設立された。子どもは多様な発達の可能性をもった存在であるが、可能性を開花させるためには年齢相応に体験すべきことを自ら体験することが必要である。そのことは、現代においては、子ども期だけではなく、青年期の課題でもある。

本会は、会員が生活体験学習に関わる研究・教育・実践を通して、一人ひとりの子どもや人間を生き生きとした個性と自律性を持つ主体として育成していくという、生活体験学習の現代的意義の一層の推進を図り、あわせて本会の社会的、組織的信頼性を高めるために、以下の通り、「倫理綱領」を定める。

第1条 基本的人権の尊重

本会および会員は、基本的人権を尊重し、人間の幸福および社会の福祉への貢献を目指して、研究・教育・実践その他の社会活動に努めなければならない。

第2条 社会的責任

本会および会員は、生活体験学習に関わる研究・教育・実践の活動や経験を活かして、生き生きとした子どもの育成に貢献するという社会的責任を有する。本会の活動が社会からの信頼により成立していることを十分認識し、自らの活動が社会に与える影響を自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る、公正かつ誠実な研究・教育・実践の遂行に努めなければならない。

第3条 自己研鑽と相互批判の場の確保

会員は、自らの専門的知識と資質の向上に努めるとともに、生活体験学習の発展および普及を目指して相互に連携および協力をしなければならない。また、本会は、研究・教育・実践活動に関する倫理の啓発、研究の相互批判および相互検証の場の確保に努めなければならない。

会員は、研究・教育・実践に関する倫理を学び、開かれた態度を保持し、相互批判・相互検証および自己研鑽に努めなければならない。なかでも、本会が毎年度開催する研究大会は、会員が一堂に参集し、自由闊達な意見交換が行われる重要な機会であることに鑑み、会員は積極的に参加して、自らの研究・教育・実践等に対する批判にも謙虚に対応しなければならない。

第4条 研究成果および実践活動の発表

会員は、研究・教育・実践の公益性・公共性と社会的責任を自覚し、研究成果および実践活動の公表に努め、社会的還元に留意しなければならない。

研究および実践の発表方法には、研究大会等での口頭発表と学会誌等への論文投稿があるが、いずれも、倫理上の基本は、信頼性のあるデータの利用、論文・資料等の適切な引用に基づき、科学的な知見を正確に伝えることにある。本綱領では、主として研究論文の執筆と投稿について記すが、口頭発表や講演等においても倫理上の事項には十分に留意されなければならない。

第5条 学会誌の編集・刊行

本会は、学会誌「生活体験学習研究」を刊行する。会員は、学会誌への投稿の権利を有する。投稿論文は、「実践研究論文」、「理論研究論文」および「研究ノート」とし、このうち「実践研究論文」および「理論研究論文」については、当該年度までの本会研究大会において口頭発表をしたものと同じの主題または内容のもので、未発表のものに限る。本会にとって、「学会誌の刊行」と「研究大会の充実」は学会運営の重要な2本の柱であり、その連携による研究活動の活性化を目的とするものである。

本会は、編集等における中立・公正性を確保するため、「年報・学会誌編集委員会」を設置、『日本生活体験学習学会年報・学会誌編集規定』に基づき、その実務に当たる。

なお、本会が実践者等、必ずしも論文執筆については経験があまりない会員も多く含まれることから、本会として論文作成に関する指導・助言等の研究発表支援に可能な限り努める。

第6条 研究不正の禁止

会員は、他者の研究成果や研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」や、他人の研究の剽窃・盗用、研究データに関わる捏造・改ざん、査読者への働きかけなど、発表倫理に反する行為をしてはならない。

第7条 研究活動における法令遵守

会員は、研究活動の実施及び研究費の使用等にあたって、法令や関係規則を遵守し、適正に取り扱わなければならない。本会および会員は、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担および黙認をしてはならない。本会は、「コンプライアンス」の理念に基づき、法令遵守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平・適正に会務の遂行にあたるものとする。

第8条 情報管理

会員は、研究・教育・実践等で得られた情報、取得したデータについては適切な保管および管理に努めなければならない。

第9条 差別的な取り扱いの禁止

会員は、研究・教育・実践その他社会活動にあたっては、社会の多様性を尊重しなければならない。また、性別、年齢、出自、経歴、宗教、人種、エスニシティ、国籍、言語、障がい、健康状態、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、思想信条、家族状況等を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。

第10条 ハラスメント行為の禁止

会員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第11条 倫理綱領の遵守と罰則

会員は、本倫理綱領を十分に理解し遵守する義務を負う。また、あわせて、大学等に所属する会員は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日、文部科学大臣決定）」に基づき所属機関が制定している研究倫理審査委員会等の手続きにともなう義務を負う。

会員が本綱領に著しく反する行為を行った場合には、倫理委員会の審議を経て、理事会の議決によって処分することができる。倫理委員会の設置に関わる事項については、理事会の所管とする。

付則

(1)本綱領は、2023年10月14日より施行する。

(2)本綱領の変更は、日本生活体験学習学会理事会の議を経ることを要する。